

平成 18 年 5 月 1 日

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課  
パブリックコメント担当 御中

(社)情報サービス産業協会

## 情報システムの信頼性向上に関するガイドライン(案)」に対する意見

### 意見 1】

該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

5 頁 .総論 2 .定義 「情報システム関係者」

#### 意見内容

情報システム供給者に「パッケージ提供者」を含め、位置づけを明確にする。

理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

今後も多くの企業において、ERP、SCM等のパッケージを活用した情報化が進むことから、パッケージ提供者の位置づけを明確にすることも重要と考えます。

本ガイドラインにおいても 20 頁 .2 .(2)「一部分を供給するシステム供給者の責任明確化」の項では、「パッケージを活用している場合を含む」との記述があることから、「情報システム供給者」にパッケージ供給者を含めたガイドラインとする必要があると考えます。

なお、実際のパッケージ選定は、情報システム利用者情報システム供給者が当該製品の効能とリスクを共有した上で選択される必要があり .実効性に関する担保措置 1 .モデル契約の策定 .活用を検討する中で利用者、供給者の責任を明確にする必要があります。

### 意見 2】

該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

6 頁 .総論 3 .対象 対象システム

22 頁 .その他の関連事項 5 .安全基準等策定時における活用

#### 意見内容

対象システムを 10 分野の重要インフラや企業の業務システム等としていることから、経済産業省の関連部局や国土交通省等の他省庁へも本ガイドラインを遵守するよう周知いただきたい。

理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

本ガイドラインは二階経済産業大臣の指示により策定した経緯もあり、情報システムの信頼性向上に官民あげて取り組む必要があると考えます。

特に国民生活や社会経済活動の基盤となる10分野の重要インフラにおいて、本ガイドラインの遵守について周知することが重要であると考えます。

つきましては、ガイドライン策定を担当した経済産業省商務情報政策局に留まらず 10 分野に関連する他の部局、あるいは国土交通省等の他省庁にもガイドライン遵守の徹底について周知するようお願いいたします。

これにより、情報システムの分類である(B)企業基幹システムや(C)その他のシステムにおいても

ガイドライン適用が定着し、情報システムの信頼性向上が図れると考えます。

### 【意見 3】

**該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)**

22 頁 .その他の関連事項 2 .障害事例データベースの公開、3 .事例・定量データの蓄積・公開、4 .ガイドラインの定期的見直し

### ・意見内容

本ガイドラインが形骸化せず、効果的に機能するよう PDCA のサイクルを回し、定期的な見直しが行われるよう政府予算の重点的な投入も含め体制構築について具体的な検討をお願いしたい。

**理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)**

ネットワーク環境の整備が進み、ユビキタス社会の実現に向けた様々な IT 利用の取り組みが進みつつあり、情報システムの利活用も多様な形態で進展することが予測されます。

「障害事例データベースの構築・公開」「事例・定量データの蓄積・公開」等の施策は、官民で情報共有を進め、情報システムの信頼性を向上させるために極めて重要であり、これらが陳腐化しないよう政府予算を投入し、定常的に最新のデータ収集、登録、分析が行われるよう取り組みを進める必要があると考えます。

これにより、本ガイドラインの定期的な見直しが可能になります。

### 【意見提出に関する事務担当】

(社)情報サービス産業協会 調査企画部 田原 幸朗

〒123-8073 東京都江東区青海 2-45 タイム 24 ビル 17 階

以 上